

松蔭会（鹿児島県立志布志高等学校同窓会）会則

第一章 総 則

第1条 本会は志布志高等学校松蔭会と名付け、事務局を鹿児島県立志布志高等学校内に置く。

第2条 本会は旧鹿児島県立志布志中学校、旧鹿児島県立志布志高等女学校及び鹿児島県立志布志高等学校卒業生を会員とし、前記各校の職員を特別会員とする。但し、中途退学者も会長の許可を得て準会員となることができる。

第3条 本会は会員の親睦を図り、併せて母校の事業を援助することを目的とする。

第二章 事 業

第4条 本会の事業は次の通りである。

- (1) 会員相互の親睦を図ること。
- (2) 会員名簿、会報の発行。
- (3) 母校の事業を援助すること。
- (4) その他本会の目的を達するために必要と認めた事項。

第三章 役 員

第5条 本会に次の役員を置く。

会長 1名、 名誉会長 若干名、 副会長 若干名、 監事 2名

顧問 若干名、 支部会長、 会計 1名、 書記 1名

幹事（母校に勤務の職員）、 評議員（新制高校卒業年度毎に男子1名、女子1名）

第6条 会長は総会において選出する。名誉会長、副会長、顧問、会計、書記、評議員は会長がこれを委嘱し、監事は役員会において選出する。

第7条 名誉会長は松蔭会の発展に功労のあった役員を推し、顧問は学校長、教頭、事務長及び松蔭会の発展に功績のあった会員をもってあてる。

第8条 会長は会務を総理し、副会長は会長を補佐する。幹事は会長の命を受けて会務を処理する。会計は会計事務を担当し、監事は会計を監査する。

第9条 役員任期は2年とする。但し再任を妨げない。中途退任した時は旧役員が残存期間とする。

第四章 役 員 会

第10条 役員会は会長、副会長、監事、幹事を以て組織し、会長を議長とする。なお、名誉会長、支部会長、評議員及びその他の役員は、会長の招集に応じて役員会に出席することができる。

第11条 役員会は本会の事業達成に必要な計画を立案し、かつ会長の諮問に応ずる。

第12条 会長は必要に応じて役員会を開くことができる。

第五章 総会

第13条 総会は毎年8月の第1土曜日を開き、次の事を行う。

- (1) 会務報告
- (2) 協議
- (3) 講演等
- (4) 会員親睦
- (5) その他付議された事項

第六章 慰霊祭

第14条 慰霊祭には物故した会員，特別会員（在学中死亡した者も含む）及び母校功労者を合祀する。

第15条 新たに合祀しようとする母校功労者は役員会で決める。

第七章 会計

第16条 会員は入会の際，入会金として4,000円を納入しなければならない。

第17条 本会の事業経費は入会金，寄付金，雑収入をもって充てる。

第18条 本会の会計年度は当該年度の7月1日に始まり翌年の6月末日とする。

第八章 支部

第19条 本会の会員が多数在住する地区には支部を設けることができる。

第20条 支部を設けた時は，その支部会長は事務所所在地，支部役員，支部会員名簿を添えて本部に報告しなければならない。

第21条 支部会長は本部との連絡の任に当たるものとする。

附 則

- 1 会則の変更は総会に付議して出席会員の過半数の同意を得なければならない。
- 2 会員は住所，氏名，その他異動のあった時は，そのつど本部に報告しなければならない。
- 3 母校の発展に功労のあった教職員及び役員については，役員会にはかつて記念品を贈呈することができる。

昭和44年8月3日改正

昭和48年8月4日改正

昭和50年8月3日改正

平成 2年8月5日改正

平成 7年8月6日改正

平成20年8月3日改正

平成22年8月7日改正

平成23年8月6日改正

平成25年8月3日改正